

# 平成29年度 認知症対応型サービス事業開設者研修 開催要綱

## 1 目的

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者となる者が、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得する。

## 2 主催

石川県

## 3 実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

## 4 期日及び会場

① 講 義：平成30年1月29日（月）

石川県社会福祉会館 別館 研修室 2.3（金沢市八田町東 1025 番地）

② 現場体験：平成30年2月5日（月）～平成30年2月16日（金）の間の1日

体験施設については、別途お知らせします。

事業所の新規開設のための受講できない場合には、受講者の法人が経営する事業所へ、他事業所からの実習生受け入れをお願いいたします。

## 5 受講料

8,000円

受講承認通知に同封する使用料（手数料）納入票に8,000円分の石川県証紙を添付し自宅住所・氏名を記載の上、研修日受付でご提出ください。（厳守）

なお、県証紙は、北國銀行でお買い求めください。

## 6 参加対象

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者または代表者になることが予定されている者

※ 代表者とは、理事長、代表取締役など法人の代表者です。

ただし、多数の事業所を県をまたいで有するなど大規模な法人である場合に、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合は、地域密着型サービス部門の責任者などを代表者として差し支えありませんので、事業所所在市町にご相談ください。

### <受講義務について>

本研修は、地域密着型サービス事業所の指定基準において、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者が指定を受ける際に受講が義務付けられています。

また、代表者が変更となる場合にも受講が必要です。

### <みなし措置について>

以下の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えありません。

ア 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修

都道府県及び指定都市において、17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程又は専門課程

都道府県及び指定都市において、12年局長通知及び12年課長通知に基づき実施されたものをいう。

- ウ 認知症介護指導者研修  
都道府県及び指定都市において、12年局長通知及び12年課長通知並びに17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたものをいう。
- エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修  
都道府県及び指定都市において、「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成13年5月25日老発第213号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施されたものをいう。

7 定員  
30名程度

8 研修プログラム

講義（平成30年1月29日（月）石川県社会福祉会館別館 研修室2・3）

時 間	研 修 科 目	講 師
9:00～ 9:30	受付	
9:30～ 9:40	開講・オリエンテーション	
9:40～12:10	認知症の基本的理解とケアのあり方	石川県立看護大学 教授 川島 和代
12:10～13:00	昼食・休憩	
13:00～14:00	地域密着型サービス基準について  〔 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 〕	長寿社会課
14:10～16:20	地域密着型サービスの取組について  認知症高齢者を支えるために	特別養護老人ホーム サンライフたきの里 施設長 岩尾 貢
16:30～	連絡事項伝達	

現場体験等

時 期	内 容	
2月5日（月） ～ 2月16（金） の間の1日間	現場体験	他法人の地域密着型サービス事業所で1日過ごし、事業者や介護従事者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験する。（詳細は、別紙「認知症対応型サービス事業開設者研修における現場体験について」参照）
締切日 3月5日（月）	レポート 提出	<p>●A4用紙3枚程度（原則ワープロで、3000文字以上）</p> <p>●レポート内容：①～③の内容を必ず入れてください。</p> <p>①研修（現場体験を含む）の受講を通じ、認知症高齢者について理解したこと</p> <p>②現場体験及び現場職員との意見交換を通して感じたこと</p> <p>③今後の事業所運営に関して取り組みたいこと</p> <p>●提出先：①と②両方に提出してください。</p> <p>①石川県社会福祉協議会 長寿生きがいセンター</p> <p>②事業所設置市町担当課（新たに事業所を開設する場合には、指定申請時に提出。）</p>

## 9 参加申込方法

参加者は参加申込書に必要事項をご記入のうえ、市町担当課へお申込ください。  
(施設から市町担当課への申込受付期間は11月17日(金)～11月30日(木)※締切厳守)  
(市町担当課から長寿生きがいセンターへの申込締切日12月6日(水)※締切厳守)

\* 複数の市町に事業所をもつ開設者については、いずれか一箇所の市町に参加申込書を提出してください。

※FAX、メールでの申込みは不可です。

参加申込書にて市町担当課へ申し込むとともに、石川県社会福祉協議会ホームページの指定コーナーに必要項目を入力してください。[15 参照]

## 10 受講者の決定

定員の範囲で受講者を決定し、結果については12月13日(水)頃に各事業所宛に通知します。なお、受講希望者が、定員を超えた場合は、抽選とさせていただきます。

送信予定日から2～3日経過しても、通知が届かない場合は長寿生きがいセンターまでお問い合わせください。

## 11 申込み・問合せ先

- ① 石川県社会福祉協議会 長寿生きがいセンター 担当：森田  
〒920-3104 金沢市八田町東1025番地  
TEL 076-258-3135 FAX 076-258-3149
- ② 石川県健康福祉部長寿社会課 施設サービスグループ  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL 076-225-1416 FAX 076-225-1418

## 12 現場体験について

事業所の新規開設のための受講でない場合には、受講者の法人が経営する事業所へ他事業所からの実習生受け入れをお願いしますので、あらかじめご了承ください。

## 13 修了証書の交付について

研修の全課程(講義、現場体験)を修了された方には、現場体験終了後に提出していただくレポートの内容を審査した上で、修了証書を交付します。

- ※ 講義において遅刻・早退・欠席があった場合は、修了証書は交付しません。
- ※ レポートが提出期日を過ぎても提出されない場合は、修了証書は交付しません。
- ※ レポートを審査した結果、内容等に問題がある場合は再提出をお願いすることがあります。

## 14 研修に関する注意事項

現場体験にかかる費用は、受講者負担となります。

15 石川県社会福祉協議会ホームページ (URL : <http://www.isk-shakyo.or.jp>) 指定コーナーへの入力

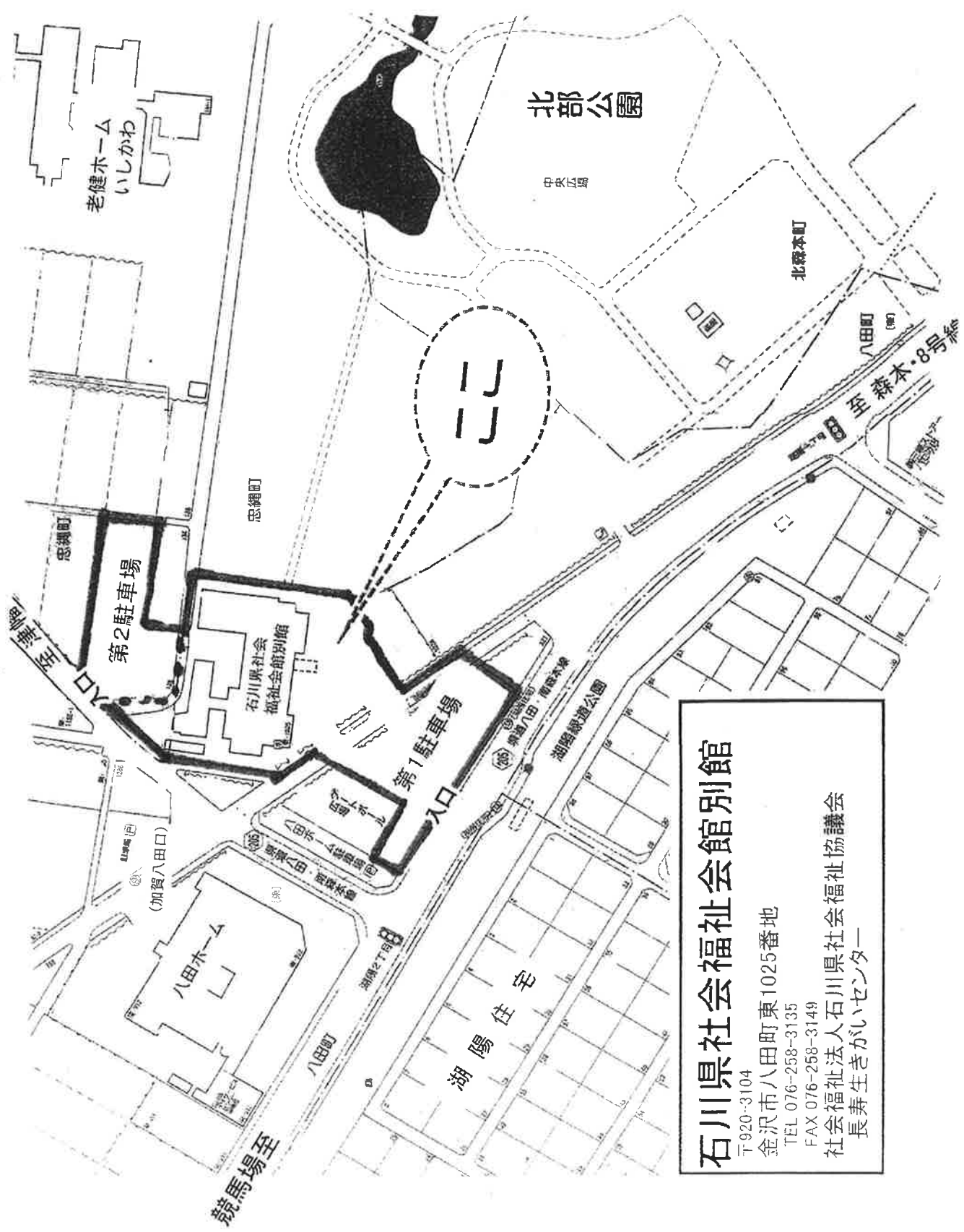
下記手順で必要事項を入力してください。(下記期間以外の入力無効)

入力期間… 11月17日(月)～11月30日(木)

ホームページからの申込手順

- ①石川県社会福祉協議会サイト (URL : <http://www.isk-shakyo.or.jp/>) の上部メニュー「福祉の研修」ボタンをクリックしてください。
- ②「研修新着情報」の一覧が表示されています。ここには10件までしか表示されませんが、この他の受付中の研修は右上の「研修新着情報の一覧」をクリックすれば、すべてが表示されます。
- ③受講希望の研修名をクリックすれば、画面の下方に「検索結果」が表示されます。
- ④希望の研修であることを確認のうえ、右欄に「要綱」と「申込」がありますが、この「申込」ボタンをクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。
- ⑤必要事項を入力(※マークは必須項目)した後、「申込確認画面へ」で内容を確認し、「申し込む」ボタンをクリックして、申込完了です。
- ⑥申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、ご注意ください。(なお、このメールは受講承認の意味ではありません。)





**石川県社会福祉会館別館**  
 〒920-3104  
 金沢市八田町東1025番地  
 TEL 076-258-3135  
 FAX 076-258-3149  
 社会福祉法人石川県社会福祉協議会  
 長寿生きがいセンター